

小山市地域医療推進計画取組施策実施状況について (R2実績と達成率)

資料 1

基本方針：1 安心して受けられる小山の医療の充実

(1)医療体制の充実

※未把握のものは、令和4年度見直し時にアンケートを実施予定

成果指標	(単位)	計画当初値(H27)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R4)	達成率	主な所管課
1 市の医療に対する満足度	%	60	74	未把握(※)	80		健康増進課
2 夜間休日対応の調剤薬局数	ヶ所	3	9	19	10	190%	小山薬剤師会
3 24時間電話対応薬局数	ヶ所	25	20	24	35	69%	小山薬剤師会
4 救急搬送の中等症以上の割合	%	50.4%	50.1%	52.7	55.0	95.8%	消防署
5 重傷者救急搬送困難事例数(現場滞在時間30分以上の事案)	件	21	13	19	5	12.5%	消防署
6 回復期リハビリテーション病院の整備		未整備	整備中 (R2.12月開院)	整備完了 (R2.12月開院)	整備	100%	健康増進課
7 地域連携医療施設数	件	195	253	248	245	101%	新小山市民病院

達成率計算方法: 当初値から16件減少すれば目標値(100%)なので、何件減少しているか

【新規:◎ 重点:● 継続:○】

取り組み施策	区分	No.	事業名	令和2年度		自己評価		自己評価の理由	令和3年度	担当課
				事業計画	事業実績	達成度	方向性		事業計画	
(1)-① 一次救急医療体制の推進及び充実	◎	1	とちぎ救急医療電話相談(#7111)の啓発	市民啓発(毎月広報、ホームページ、チラシ配布、ポスター掲示、おーラジ等)により、市民が電話相談を利用することにより、夜間・休日の医療機関の適正利用を進め、救急車の軽症での利用削減につなげる。	毎月の広報、ホームページの他、全戸に救急医療啓発チラシを配布し、啓発に努めた。 小山市民の利用件数: 311件(前年比 △60件) 栃木県全体の利用件数: 3,124件(前年比△243件) 県全体に対する小山市の利用割合: 9.96%(前年比△1.06%) (栃木県調べ)	4	A	あらゆる手段で周知をしているが、救急搬送数の内訳をみると、約半数が軽症での搬送となっている。電話相談の利用について、今後も継続して啓発し、市民の救急医療の適正利用を推進していく。 栃木県調べによる利用件数の前年比減少の理由として、発熱の場合には、新型コロナウイルス電話相談を利用したケースがあったのではと考えられる。	市民啓発(毎月広報、ホームページ、チラシ配布、ポスター掲示、おーラジ等)により、市民が電話相談を利用することにより、夜間・休日の医療機関の適正利用を進め、救急車の軽症での利用削減につなげる。 若い世代で、自治会へ加入していない世帯へ周知するため、母子手帳交付時に救急医療啓発チラシを配布する。	健康増進課(地域)
	○	2	夜間休日急患診療所・休日歯科診療所の運営	・夜間休日急患診療所の運営 平日診療時間: 19:00~22:00 休日診療時間: 10:00~21:00 ・休日急患歯科診療所の運営 休日診療時間: 10:00~16:00 ・夜間休日急患診療所運営委員会の開催(8月: 書面会議) ・休日急患歯科診療所運営委員会の開催(8月: 書面会議) ・夜間休日急患診療所関連団体検討会会議(12月)	・夜間休日急患診療所 開設日数: 365日(毎日) 利用実績: 2,099人 (前年比△6,147人) ・休日急患歯科診療所 開設日数: 70日(日曜・祝日) 利用実績: 242人 (前年比△124人)	4	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較して受診者が大幅に減少しているが、医療機関の休診日(日曜・祝日)においては、1日平均18人程度の方が利用し、医療機関が開診している平日においても平均3人程度の方が利用しており、急患受入機関としての機能を果たしていると考えられる。	・夜間休日急患診療所の運営 平日診療時間: 19:00~22:00 休日診療時間: 10:00~21:00 ・休日急患歯科診療所の運営 休日診療時間: 10:00~16:00 ・夜間休日急患診療所運営委員会の開催(7月: 書面会議) ・休日急患歯科診療所運営委員会の開催(7月: 書面会議) ・夜間休日急患診療所関連団体検討会会議(12月)	広域保健衛生組合
	○	3	在宅当番医制事業	小山地区救急医療対策協議会の専門部会を開き、具体的に在宅当番医制について協議を重ねていく。 適切な受診・救急医療体制について、市民啓発(毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等)を継続する。	小山地区医療圏における夜間・休日の軽症患者に対する診療の実施 ・実施機関 6病院(1日2病院交代制) ・診療時間(夜間)17:00~翌日9:00(休前日等)17:00~翌日17:00 ・患者数: 3,360人(小山市外含む) (前年比 △589人) ※1日あたり平均 9.18人	4	B	救急医療対策協議会専門部会にて、在宅当番病院と輪番制病院の当番日が重複しないよう調整した。 今後も市民が安心して医療を受けられることができるよう、引き続き関係機関との協議や、病院の役割や適正受診についての市民啓発が必要。	小山地区救急医療対策協議会の専門部会を開き、具体的に在宅当番医制について更なる協議を重ねていく。 適切な受診・救急医療体制について、市民啓発(毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等)を継続する。	健康増進課(地域)
(1)-② 調剤薬局の夜間休日対応	○	4	調剤薬局の夜間休日対応・24時間電話相談の実施	小山市休日夜間診療所の対応は引き続き門前3保険薬局にて輪番対応する。他保険薬局に関しては、かかりつけ薬局意識継続にて実施。市民にもかかりつけ薬局の内容をPR伝達する。	小山市休日夜間診療所の対応は、継続的に3薬局にて輪番対応している。営業時間以外での電話対応についてもある程度での対応できている。	4	B	以前に比べて営業時間外の対応も地域密着型支援加算算定の影響もあり対応可能薬局は増加している。かかりつけ薬局に対する意識付けは上がっていると考えられる。	かかりつけ薬局としての業務を意識して入退院時の医療機関との情報連携や在宅医療等地域薬局とも連携を密にしていける。	小山薬剤師会

(1)-③	二次救急医療体制の推進及び充実	軽症搬送患者が搬送数の約5割を占めることから、救急要請をする市民への啓蒙・啓発が重要。また小山地区救急医療対策協議会にて、医療機関・消防等が抱える課題等を共有し更なる充実及び整備に努める必要があります。	○	5	病院群輪番制 病院運営事業	救急医療対策協議会にて、救急医療に関する課題等、関係機関と協議を重ねていく。また、新たに専門部会を設け、より具体的に解決策を検討していく。 市民啓発については、適切な受診・救急医療体制について、毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等を継続する。	医療機関と診療日数及び受診者数 ・新小山市市民病院 224日(月・水・金・土・日)・7,055人 (前年比 +1,678人 5月より杉村病院の代わりに金曜も当番となったため) ・石橋総合病院 104日(火・木)・612人 (前年比 ±0人) ・自治医科大学付属病院 52日(日)・1,784人 (前年比 △857人) ・杉村病院 4日(金)・12人 (前年比 △181人) 5月から二次輪番制を辞めたため) ・光南病院 104日(火・木)・429人 (前年比 △240人) ・小金井中央病院 54日(金)・283人 (前年比 △67人)	4	B	二次救急医療機関受診者数は、コロナの影響により、減少している病院が多い。救急医療体制については、救急医療対策協議会にて、各部署が抱えている課題や連携について協議した。 市民啓発については、毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等により、適切な受診、救急車の適正利用について啓発した。	救急医療対策協議会にて、救急医療に関する課題等、関係機関と協議を重ねていく。また、新たに専門部会を設け、より具体的に解決策を検討していく。 市民啓発については、適切な受診・救急医療体制について、毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等を継続する。	健康増進課 (地域)
(1)-④	脳卒中・心疾患等に対する医療機能の充実	救急応需体制を維持していくために、更なる医師増員と働き方改革による疲弊問題解消に努めていきます。	●	6	新小山市市民病院脳卒中センターの運営	コロナの影響により、病床稼働率も低下傾向にあることから、受入体制には余裕が来ている。こうした状況を積極的に活用し、地域における脳卒中患者の利用需要を更に開拓し、それを進めるべくスムーズな救急応需等が図れる体制の維持に努める。	平成28年7月1日付取得 脳卒中センター内SCU(脳卒中集中治療室)の体制と実績: 専任医師常時1名配置 看護配置3対1 リハビリテーション技師:1名 医師数:常勤7名、非常勤9名 看護師数:9名(病棟兼務) 利用者数:新入院患者数 126名(R2.4~R3.3) 在院患者延べ数 1,053名(R2.4~R3.3) 病床利用率 96.16% 病床稼働率 96.89%	5	B	コロナ禍であったものの、新入院患者数、在院患者延べ数、病床稼働率の推移よりみて、前年同様ほぼ通年満床状況が続いていた。こうした実績より見て、脳卒中センターの地域における認知度は安定しており、スムーズな救急応需も継続しているため。	コロナの影響は部分的であり、病床稼働率も例年どおりの100%に近い高稼働率を目指す。地域における脳卒中患者の利用需要を更に開拓し、それを進めるべくスムーズな救急応需等が図れる体制の維持に努める。 ほぼ満床状態という需要を考慮し、SCU(現在3床)の拡大を検討する。	新小山市市民病院
			○	7	新小山市市民病院循環器センターの運営	令和2年度も引き続き、医師、看護師等の更なる確保に努める。心カテを中心とした心疾患への処置件数は毎年増加して来ていることから、センター化に向けて人員確保を進める。	専門医師の要請を引き続き実施した。循環器内科医師は、5名体制を維持し、24時間365日のホットライン体制を継続している。循環器センターとしての運営を実現すべく、整備を進めているが、現在まだ未実施。	4	B	循環器医師確保と24時間365日のホットライン体制は維持しており、心カテ取扱件数、新たな手技としてのアブレーション件数も着実に増加しているという実績面からの評価によるもの。	令和3年度も引き続き、医師、看護師等の更なる確保に努める。心カテを中心とした心疾患への処置件数は毎年増加して来ていることから、センター化に向けて人員確保を進める。	新小山市市民病院
(1)-⑤	回復期リハビリテーション病棟の整備	回復期リハビリテーション病棟の開院により市内医療機関と連携することで、地域完結型医療体制の確立を図ります。	○	8	回復期リハビリテーション病棟の整備	引き続き、令和2年12月の回復期リハビリテーション病棟の開院に向け、友志会が病院新築工事、開院準備を行う。	友志会により令和2年度12月、回復期リハビリテーション病棟を開院した。	5	F	当初の予定通り令和2年12月に友志会により回復期リハビリテーション病棟を開院したことから、達成とした。	事業達成による終了のため、計画なし。	健康増進課 (地域)
(1)-⑥	地域医療支援病院としての機能充実	より地域住民の目に触れる情報媒体と感心の高い情報内容を検討し、また新小山市市民病院と地域医療連携施設の両者において理想的な連携を検討しながら実施していきます。	○	9	新小山市市民病院による情報提供活動の実施	令和2年度も次の計画を実施する。 ・医療機関向け情報紙「新小山市市民病院ニュースレター」の発刊 ・来院者向け情報紙「わかぎ」の発刊 ・情報内容を、“発信したいもの”から“地域が知りたいもの”に移行して行く。 ・“LINE”による情報伝達を図る。	・病院だより(全市民対象、小山市広報折込)4回発行 発行部数:約22万部 ・「新小山市市民病院ニュースレター」4回発刊 発行部数:約2,000部 ・「わかぎ」4回発刊 発行部数:約10,000部 ・有効な配布部数を検討しつつ、配布方法や配布場所も工夫するよう努めた。 ・電子媒体として、従来のHP、フェイスブックに加え、LINEを活用した。	4	B	事業計画に沿った配布を継続している。配布枚数を、有効且つ適正なレベルにしておくための検討も行っている。 電子媒体についても、常に新しいことに取り組んでいる。	令和3年度も次の計画を実施する。 ・市民向け情報紙「病院だより」の発行(内容一新) ・医療機関向け情報紙「新小山市市民病院ニュースレター」の発刊 ・来院者向け情報紙「わかぎ」改め「ひととのや」の発刊(内容一新) ・情報内容を、“発信したいもの”から“地域が知りたいもの”に移行し、電子媒体も拡大を図る。	新小山市市民病院
			○	10	地域連携医療施設の拡充	前方連携医療機関と後方連携医療機関との接点強化というスタンスを継続し、それによる情報収集に努め、スムーズな入退院に繋げることで、登録施設数増加を図る。	本年度までの累計で261の施設登録が行われている。	4	B	廃業による減少があるものの令和元年度の施設数から、更に増加し、261施設となっている為。	前方連携医療機関と後方連携医療機関との接点強化というスタンスを継続し、それによる情報収集に努め、スムーズな診療と入退院に繋げることで、登録施設数増加を図る。	新小山市市民病院

(2)安心して妊娠・出産及び子育てができる周産期・小児医療の充実

成果指標	(単位)	計画当初値(H27)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R4)	達成状況	主な所管課
8 妊産婦健康診査受診率	%	84.6 (H26)	80.6	81.4	90	90.44%	健康増進課
9 こどもが急病のときに困らず病院を受診できた人の割合	%	79 (H23)	64	未把握	90		健康増進課
10 予防接種(MR2期)接種率	%	92.3 (H26)	97.7	92.7	95	97.6%	健康増進課
11 妊娠早期(11週以内)の妊娠届出率	%	95.3 (H26)	95	95	100	95.0%	健康増進課
12 地域周産期医療機関の整備・再開		—	未再開	未再開 →	再開	0%	新小山市民病院

【新規:◎ 重点:● 継続:○】

取り組み施策	区分	No.	事業名	令和2年度		自己評価		自己評価の理由	令和3年度	主担当課
				事業計画	事業実績	達成度	方向性		事業計画	
(2)-① 地域周産期医療機関の整備	●	11	地域周産期医療機関の整備・再開(令和2年度から)	産科医確保等、地域周産期医療機関としての機能が果たせる体制づくりに引き続き努めると共に、産後ケア等実現可能なアプローチも並行して実施して行く。	前年度に引き続き、関係医療機関等に産科再開のための指導医の確保要請等は継続したものの、コロナ診療に伴う施設上の問題から、産科再開の見通しも立てられず、特に進展させることは出来なかった。その中にある可能なアプローチとして、産後ケア事業の4市町との契約、外来に婦人科非常勤医師を配置し、派遣元である済生会宇都宮病院との入院連携を確保した。	2	B	現状、まだ産科再開には至っていない状況ではあるが、当院助産師による『産後ケア』は進めており、乳児を持つ母親の子育て不安解消に努めている。	産科医確保等、地域周産期医療機関としての機能が果たせる体制づくりに引き続き努めると共に、産後ケア事業、婦人科外来等、実現可能なアプローチも並行して実施して行く。	新小山市民病院
(2)-② 妊産婦健康診査受診の促進	○	12	母子健康手帳交付時における妊産婦健康診査事業	・健康増進課窓口での母子健康手帳交付時面接の実施 ・妊婦アンケートの実施(全妊婦対象)等による要支援妊婦の把握及び支援	・母子健康手帳交付場所が健康増進課、市民課、各出張所で実施されていたため、増進課以外での交付時は面接を実施できなかった。面接実施率は76.7% ・妊婦アンケートについてはほぼ100%実施。結果3点以上は要支援妊婦受理会議にて検討し支援の対象を把握し必要時はケアプランを作成し実施	4	B	・アンケート記載時に面接を行うことで、より詳細に情報が得られ、継続支援が必要か評価できる。しかし、アンケートのみでの評価では、不十分である。・全妊婦に対しての面接は重要であり、必要不可欠と考える。	・母子健康包括支援センターの開設により、妊娠届出場所を一か所にする。・全妊婦に対して母子健康手帳交付時に面接を行い「このとりプラン」を作成し、継続的な支援を実施。 ・必要時には他部署・医療機関と連携を図り支援を行う。	健康増進課(母子)
(2)-② 妊産婦健康診査受診の促進	○	13	妊産婦健康診査事業	・妊婦一般健康診査(14回) 限度額95,000円 ・産後1か月健康診査(1回) 限度額5,000円	・妊婦一般健康診査 1回目(1,196人 89.5%) 2回目(1,194人 89.3%) 3~14回(12,734人 79.4%) ・産後1か月健康診査(1,192人 89.2%)	4	B	受診率が80%台であるのは早産、転出等により未使用分が発生することによる。産後1か月健康診査の際に産後うつスクリーニングを行い産後うつの予防に役立っている。	・妊婦一般健康診査(14回) 限度額95,000円 ・産後1か月健康診査(1回) 限度額5,000円	健康増進課(健診)
(2)-② 妊産婦健康診査受診の促進	○	14	小児の夜間休日急患診療所の運営	今年度も継続して、新小山市民病院及び自治医大の他に、在宅当番病院との連携を図り、小児の二次救急患者の受入体制を確保していく。	新小山市民病院及び自治医大との連携により、概ね小児の二次救急患者の受入体制ができている。	4	B	2次救急受入病院との連携を図り、患者をスムーズに紹介することができたため。	今年度も継続して、新小山市民病院及び自治医大の他に、在宅当番病院との連携を図り、小児の二次救急患者の受入体制を確保していく。	広域保健衛生組合

療機関と課題の共有等をしていきます。 また、急な病気やけがで心配な時、経験豊富な看護師が家庭での対処法や救急医療の受診目安などをアドバイスする「とちぎ子供救急電話相談（＃8000）」の周知に努めます。	○	15	小児の在宅当番医制事業	小山地区救急医療対策協議会の専門部会を開き、具体的に在宅当番医制について協議を重ねていく。 電話相談を含め、適切な受診・救急医療体制について、市民啓発（毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等）を継続する。	小山地区医療圏における夜間・休日の軽症患者に対する診療の実施 ・実施機関 6病院（1日2病院交代制） ・診療時間（夜間）17:00～翌日9:00（休前日等）17:00～翌日17:00 ・診療日数 365日 ・小児患者数:213人（小山市外含む）（前年比 △173人） ※全患者数の6.3% ※1日平均 0.58人	4	B	地域住民のコロナ対策により冬季のインフルエンザ患者が0だったことにより、小児の受診者数が大幅に減少した。 コロナによる影響は今年度も継続の見込みであるが、引き続き関係機関との協議し、病院の役割や適正受診についての市民啓発をしていく。	小山地区救急医療対策協議会の専門部会を開き、具体的に在宅当番医制について協議を重ねていく。 電話相談を含め、適切な受診・救急医療体制について、市民啓発（毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等）を継続する。	健康増進課（地域）
---	---	----	-------------	---	--	---	---	---	---	-----------

(2)-③	小児二次救急医療体制の整備及び充実		●	16	小児二次救急医療支援事業	救急医療対策協議会にて、救急医療に関する課題等、関係機関と協議を重ねていく。また、新たに専門部会を設け、より具体的に解決策を検討していく。市民啓発については、適切な受診・救急医療体制について、毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等を継続する。	実施機関と実施日数・患者数 ・新小山市市民病院 73日・800人(休日昼間帯) (前年比 +208人) ・自治医大附属病院 365日・725人(毎日夜間帯) (前年比 Δ934人)	4	B	小児救急医療体制に関する周知・啓発に努め、かかりつけ医をもち、可能な限り診療時間内に受診していただく大切さ、また、ホームページにバナーを設置し、電話相談(とちぎ子ども電話相談)について更なる啓発を行った。	救急医療対策協議会にて、救急医療に関する課題等、関係機関と協議を重ねていく。また、新たに専門部会を設け、より具体的に解決策を検討していく。市民啓発については、適切な受診・救急医療体制について、毎月広報・HP・チラシ配布・おーラジ等を継続する。 新小山市市民病院が令和3年4月より、休日昼間帯に加え、毎日の夜間帯も受け入れ可となっている。	健康増進課 (地域)
			◎	17	とちぎ子ども救急電話相談(#8000)の啓発	市民啓発(毎月広報、ホームページ、チラシ配布、ポスター掲示、おーラジ等)により、市民が電話相談を利用することにより、夜間・休日の医療機関の適正利用を進め、救急車の軽症での利用削減につなげる。	毎月の広報、ホームページでの啓発に加え、消防署で作成したポスターを各所に掲示し更なる啓発に努めた。 小山市民利用件数:1,429件 (前年比 Δ1,085) 栃木県全体での利用件数:14,847件 (前年比 Δ9,162) 県全体に対する小山市の利用割合:9.62%(前年比 Δ0.85%) (栃木県医療政策課調べ)	4	A	救急搬送数の内訳をみると、約半数が軽症での搬送となっている。救急電話相談について、今後も継続して啓発し、市民の救急医療の適正利用を推進していく。 栃木県調べの利用件数は、前年比減少の理由として、発熱の場合には、新型コロナウイルス電話相談を利用したケースがあるため、減少していると考えられる。また、感染症対策の効果によりインフルエンザ等の感染症患者が激減したため、小児の感染症に関する電話相談が減ったためと考えられる。	市民啓発(毎月広報、ホームページ、チラシ配布、ポスター掲示、おーラジ等)により、市民が電話相談を利用することにより、夜間・休日の医療機関の適正利用を進め、救急車の軽症での利用削減につなげる。 若い世代で、自治会へ加入していない世帯へ周知するため、母子手帳交付時に救急医療啓発チラシを配布する。	健康増進課 (地域)
(2)-④	予防接種の充実	予防接種(個別事業)は、未接種者も存在することから、個別通知のみではなく、ホームページや検診等での周知を図り、対象者や保護者に広く情報が提供できる仕組みを構築し、接種率の向上に努めます。	○	18	予防接種(個別)事業	・定期接種(13種) 無料 BCG、ポリオ、三種混合、四種混合、二種混合、麻しん風しん(MR)、日本脳炎、小児用肺炎球菌、Hib(ヒブ)、水痘、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス	○接種者数(延人数) BCG(1,247)、ポリオ(1)、三種混合(0)、四種混合(5,115)、二種混合(1,283)、麻しん風しん(MR)(2,554)、日本脳炎(6,404)、小児用肺炎球菌(5,023)、Hib(ヒブ)(5,209)、水痘(2,484)、子宮頸がん(608)、B型肝炎(3,677)、ロタウイルス(1,191)	4	B	接種率等は前年度に引き続き概ね高い水準であるため。	・定期接種(13種) 無料 BCG、ポリオ、三種混合、四種混合、二種混合、麻しん風しん(MR)、日本脳炎、小児用肺炎球菌、Hib(ヒブ)、水痘、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス	健康増進課 (増進)
(2)-⑤	乳幼児健康診査等の受診率の向上	乳幼児健康診査については、未受診者の中には児童虐待リスクの高い家庭等、問題を抱える家庭である可能性があるため、未受診者対策もあわせて受診率向上を図ります。また、増加する外国人ケースや育児不安・負担感の高い保護者などに適切に支援ができるよう従事スタッフの資質向上に努めます。	○	19	乳児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診事業	・乳児健診 年33回 ・1歳6ヶ月児健診 年36回 ・2歳児歯科健診 年24回 ・3歳児健診 年36回	・乳児健診 33回実施(受診者数1176人、受診率97.3%) ・1歳6ヶ月児健診 39回実施(受診者数1176人、受診率92.7%) ・2歳児歯科健診 16回実施(受診者数851人、受診率97.3%) ・3歳児健診 39回実施(受診者数1176人、受診率94.4%)	4	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、1歳6ヶ月児健診と3歳児健診は、延期分を追加実施し、2歳児歯科健診は、8回分中止となった。各健診の受診率は90%以上であり、今後も安心して受診できるよう感染対策を徹底した健診を継続する。また、定期的な未受診勧奨を行い、受診率の向上を目指す。	・乳児健診 年33回 ・1歳6ヶ月児健診 年36回 ・2歳児歯科健診 年24回 ・3歳児健診 年36回	健康増進課 (健診)
			○	20	9ヶ月児健康相談、5歳児健康相談事業	・9か月健康相談 年29回 ・5歳児健康相談 年49回	・9か月健康相談 新型コロナウイルスの影響で、4月から6月、令和3年1月から2月に実施を予定していた10回分は中止または延期とし、全27回の実施となった。受診率は97.9%であった。 ・5歳児健康相談 施設巡回46回、センター3回の計49回実施。受診率は、93.6%であった。	4	B	・9か月健康相談 昨年度と比較し受診率は増加傾向にあり、今年度もこの受診率を維持することに努める。 ・5歳児健康相談 受診率は横ばいであり、今後も維持していく。	・9か月健康相談 年30回 ・5歳児健康相談 年49回	健康増進課 (一係)

(3)在宅医療体制の整備及び充実

成果指標	(単位)	計画当初値(H27)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R4)	達成状況	主な所管課
13 在宅療養支援診療所及び病院数	ヶ所	10	8	8 →	18	44%	小山地区医師会
14 訪問看護ステーション数	ヶ所	6	6	7	10	70%	高齢生きがい課
15 市内歯科医療機関に対する在宅歯科診療を実施する歯科医療機関の割合	%	57	49.2	47.8	70	68%	小山歯科医師会
16 在宅業務対応薬局数	ヶ所	16	61	67	43	156%	小山薬剤師会

【新規:◎ 重点:● 継続:○】

取り組み施策	区分	No.	事業名	令和2年度		自己評価		自己評価の理由	令和3年度	担当課
				事業計画	事業実績	達成度	方向性		事業計画	
(3)-① 在宅療養支援診療所等の整備及び訪問診療の充実	●	21	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の整備及び充実	・在宅医療介護連携推進会議において対応策の検討 ・住民向け在宅医療講演会を開催し、在宅医療に関する普及啓発活動	・医師会「在宅医療介護連携推進委員会」において当年度事業方針の確認と事業の実施計画を検討した。 ・昨年に続き、「在宅医療の人材確保と在宅医療提供体制の整備」を目的とした県の委託事業である《在宅医機能強化支援事業》を受託した。当事業においては会員医師ならびに医療従事者を対象とした《在宅医療入門塾》を2回にわたり開催した。(事業の一部は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を懸念し中止した) ・『第1回在宅医療入門塾』令和元年10月29日(火) 参加者37名 ・『第2回在宅医療入門塾』令和元年11月22日(金) 参加者29名	4	B	・在宅医療の需要と供給の現状、将来の必要量、制度と仕組み、実際の取組み等について具体的な説明と啓発がなされた。	・地域医療に求められる在宅医療について裾野の拡大を図る。	小山地区医師会
	○	22	在宅患者訪問看護指導	整備されつつある訪問看護指導体制について、引続き訪問看護ステーションと協力しながら活動し、地域での貢献度向上を目指す。その為、訪問看護スタッフとの交流は維持継続して行く。	・訪問看護ステーションと協力し、在宅患者訪問看護指導の実施を着実に進めている。	3	B	小山市との協力体制により、当院認定看護師(緩和、褥瘡等)が計画通りの訪問看護指導を進めているため。	整備されつつある訪問看護指導体制について、引続き訪問看護ステーションと協力しながら活動し、地域での貢献度向上を目指す。その為、訪問看護スタッフとの交流は維持継続して行く。	新小山市市民病院
(3)-② 訪問看護ステーションの整備及び充実	●	23	訪問看護ステーションの整備及び充実	・在宅医療介護連携推進会議において対応策の検討 ・住民向け在宅医療に関する普及啓発活動	・在宅医療介護連携推進会議を開催 書面会議1月 ・住民向け啓発講演会 在宅医療出前講座(民生委員、老人クラブ等で実施)1回 7名参加 市職員向け研修会 1回 12名参加	2	C	会議では、看取りをテーマに施設職員や企業40~50代向け出前講座の開催を検討した。施設での看取りの体制が取れない理由については掘り下げて実態を把握する必要性があげられた。コロナ禍であり住民向けの講演会は開催できなかったが、市職員向けにACPIについて普及啓発ができた。	・在宅医療介護連携推進会議において対応策の検討 ・住民向け在宅医療に関する普及啓発活動	高齢生きがい課
(3)-③ 在宅歯科診療を実施する歯科医療機関等の整備及び訪問診療の充実	●	24	在宅歯科診療を実施する歯科医療機関の整備及び充実	・在宅医療介護連携推進会議において対応策の検討 ・住民向け在宅医療講演会を開催し、在宅医療に関する普及啓発活動	・在宅歯科医療に関する勉強会の実施 ・在宅歯科医療を実施している歯科医院のリストの作成	3	B	在宅診療する歯科医院もだいぶ多くなり、在宅診療を希望する患者さんには歯科医師会を通じてすべて対応できる体制はできましたが、より多くのかかりつけ歯科医師が在宅に携わるよう継続して努力する。	・在宅医療介護連携推進会議において対応策の検討 ・住民向け在宅医療講演会を開催し、在宅医療に関する普及啓発活動	小山歯科医師会
	○	25	歯科衛生士による訪問指導事業	歯科衛生士による訪問指導の継続。後期高齢者の歯科健康診査で口腔機能低下となった人や、在宅療養中で口腔ケアを必要とする人に対する指導を実施していく。	指導件数:5件	2	B	指導件数としては少ないが、フレイル予防のためにも歯科衛生士による訪問指導は有効であるため、事業継続していく。	歯科衛生士による訪問指導の継続。後期高齢者の歯科健康診査で口腔機能低下となった人等、在宅療養中で口腔ケアを必要とする人に対する指導を実施していく。	健康増進課(成人)

		す。	◎	26	往診対応歯科医療機関の情報提供	健康のしおりの中の市内医療機関一覧への掲載やホームページにて掲載していく。	全戸に配布している健康のしおりの中の市内医療機関情報に掲載した。また、ホームページにも掲載した。外国語版、医療機関情報にも掲載した。	4	B	市内医療機関一覧への掲載、ホームページへの掲載、外国版医療機関情報での周知を行った。	健康のしおりの中の市内医療機関一覧への掲載やホームページへ掲載していく。外国語版も引き続き掲載する。	健康増進課 (地域)
(3)-④	在宅業務対応薬局の整備及び訪問薬剤指導の充実	栃木県の事業である薬局ビジョン推進事業へ参加し、多職種研修会等に参加することで各々のスキルアップを図ります。	●	27	在宅業務対応薬局の推進	各薬局の地域医療推進に即した在宅業務対応等に対する意識改革	各薬局においても薬剤師の地域密着向上が高まった。	5	B	地域密着型のかかりつけ薬剤師を意識行動がみられる。	地域密着型薬局の意識継続と共に薬局における在宅業務として無菌調剤業務の拡大。	小山薬剤師会
			○	28	訪問薬剤指導の充実	おやま薬業連携研修会等においても研修会等に積極的参加の推奨。	県薬研修においても在宅訪問業務の研修にも積極的参加にて学べた。	4	B	県薬においての多職種連携による研修等でレベルアップできていると考える。	在宅訪問業務を意識して事例数を増やす。	小山薬剤師会
(3)-⑤	在宅療養後方支援病院の整備及び充実	地域の在宅医療機関との連携強化を図るために定期的な交流や情報交換を継続的に実施していきます。	●	29	在宅療養後方支援病院の整備及び充実	施設登録医療機関との連携と在宅療養後方支援患者の確実な受入	施設登録医療機関と3ヶ月毎に情報交換を行い、適正な希望患者の更新を行うことができている。	4	B	在宅患者緊急入院診療加算対象患者が107名となり、昨年度より減少。施設登録数は前年同様の水準。なお加算減少はコロナ禍の入院患者減少が要因	施設登録医療機関との連携と在宅療養後方支援患者の確実な受入	新小山市民病院
(3)-⑥	地域リハビリテーション事業の充実	自立支援に関する考え方について、支援者側の意識の高まりは見られるが、住民の理解を高めるため、住民向けの自立支援に関する講演会等を実施します。	◎	30	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防自立指導員の活動充実 地域ケア会議等関係者の会議での助言指導、訪問指導等を通して介護予防を図る。	通いの場での百歳体操の指導10件 自立支援検討会 7件 個別ケア会議 5件 百歳体操出前講座 2件 フレイル予防動画作成に係ること 4件	4	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために通いの場の運営が休止となったこともあり、百歳体操自主グループの立ち上げに関わる機会が大幅に減少した。一方で動画でのフレイル予防の啓発という新たな取り組みを行うことができたため、目標は概ね達成できた。	介護予防自立指導員の活動充実や自立支援検討会、地域ケア会議等関係者の会議での助言指導等を通して介護予防を図る。	高齢生きがい課

(4)安心して医療を受けられる助成制度の充実

成果指標	(単位)	計画当初値(H27)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R4)	達成状況	主な所管課
17 子育て環境や支援に満足している人の割合	%	21.5 (H25)	未把握(R5に調査)	未把握(R5に調査)	40		子育て家庭支援課

【新規:◎ 重点:● 継続:○】

取り組み施策	区分	No.	事業名	令和2年度		自己評価		自己評価の理由	令和3年度	主担当課
				事業計画	事業実績	達成度	方向性		事業計画	
(4)-① 妊産婦医療費助成制度の充実	○	31	妊産婦医療費助成制度	保険適用分の一部負担金を助成対象者の請求に基づき助成 ・助成件数 7,780件 ・助成額 33,000,000円	・助成件数 7,636件 ・助成額 37,938,600円	5	B	助成件数、助成額の減少を目標に実施しているが、実績はほぼ横ばいである。充実した制度のため、制度変更の予定はない。	保険適用分の一部負担金を助成対象者の請求に基づき助成 ・助成件数 8,385件 ・助成額 38,700,000円	子育て家庭支援課
(4)-② 不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度の充実	○	32	不妊治療費助成金制度	申請は1年度につき1回、不妊治療開始日から5年間で助成額は合計100万円が上限 ・助成件数 190件 ・助成額 38,000,000円	・助成件数 196件 ・助成額 39,196,000円	5	B	年齢や所得の制限がなく、他市と比較しても充実した制度であり、少子化対策の重要事業である。助成件数は横ばいであるが、助成額は増加傾向にあり、約4割の妊娠率という成果がある。	申請は1年度につき1回、不妊治療開始日から5年間で助成額は合計100万円が上限 ・助成件数 180件 ・助成額 35,000,000円	子育て家庭支援課
		33	不育症治療費助成制度	1つの治療期間における助成対象経費の1/2を助成する(30万円が限度)支給対象者1人につき5回まで ・助成件数 1件 ・助成額 300,000円	・助成件数 0件 ・助成額 0円	2	B	不妊治療費助成制度とともに、少子化対策の重要事業である。申請件数が0件ではあったが、今後も制度の周知を図っていく。	1つの治療期間における助成対象経費の1/2を助成する(30万円が限度)支給対象者1人につき5回まで ・助成件数 1件 ・助成額 300,000円	子育て家庭支援課
(4)-③ こども医療費助成制度の充実	○	34	こども医療費助成制度	0歳～中学3年生 県内医療機関等を対象に現物給付 ・助成件数 306,960件 ・助成額 560,000,000円	・助成件数 254,755件 ・助成額 475,985,962円	5	B	助成件数、助成額の減少を目標に実施しているが、実績はほぼ横ばいである。令和元年10月診療分から、県内医療機関等を対象にした現物給付を中学3年生まで拡大したことにより、中学1～3年生までの助成件数、助成額が増加した。	0歳～中学3年生 県内医療機関等を対象に現物給付 ・助成件数 268,986件 ・助成額 500,000,000円	子育て家庭支援課
(4)-④ 重度心身障がい者医療費助成制度の充実	○	35	重度心身障がい者医療費助成制度	心身に重度の障がいをお持ちの方が医療機関に受診した際に支払う自己負担分の一部について助成することにより、経済的負担の軽減を図る	申請書受付枚数 48,688枚 助成額 210,398,360円	4	B	心身に重度の障がいをお持ちの方が医療機関等にかかる際の経済的負担を軽減しているため。	心身に重度の障がいをお持ちの方が医療機関に受診した際に支払う自己負担分の一部について助成することにより、経済的負担の軽減を図る	福祉課

(4)-⑤	自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)の助成	心身に障がいがある方が、その障がい除去・軽減するための医療を受けた場合の自己負担分の一部を負担することにより、経済的負担の軽減を図ります。	○	36	自立支援医療(精神通院)助成制度	障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために通院する場合に、その費用の一部を公費負担	申請件数 ・新規申請 296件 ・再認定申請 1,300件 ・変更申請 663件 ・再申請 51件 ※R2.3.1～R3.2.8内に有効期限を迎えるものは、新型コロナウイルスによる特例措置として再認定申請が不要であったため、R1年度と比較し申請件数が減少している。	5	B	精神疾患で継続的に通院する方の治療費等の利用者負担額を軽減している。	障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために通院する場合に、その費用の一部を公費負担	福祉課
			○	37	更生医療給付制度	18歳以上の身体に障がいのある者が、手術等により障がいの程度を除去・軽減したりするために必要な医療に係る費用の一部を給付	受給者数 421人 助成額 199,884,198円	4	B	18歳以上の身体に障がいのある方が、障がい除去・軽減するための手術や治療に対する経済的な負担を軽減しているため。	18歳以上の身体に障がいのある者が、手術等により障がいの程度を除去・軽減したりするために必要な医療に係る費用の一部を給付	福祉課
			○	38	育成医療給付制度	18歳未満の身体に障がいのある者が、手術等により障がいの程度を除去・軽減したりするために必要な医療に係る費用の一部を給付	受給者数 16人 助成額 1,633,707円	4	B	18歳未満の身体に障がいのある方が、障がい除去・軽減するための手術や治療に対する経済的な負担を軽減しているため。	18歳未満の身体に障がいのある者が、手術等により障がいの程度を除去・軽減したりするために必要な医療に係る費用の一部を給付	福祉課
(4)-⑥	予防接種費(任意接種)の助成	MRの予防接種について、助成対象者を拡大する。また任意予防接種制度について様々な媒体を通じて周知していきます。	○	39	予防接種費助成事業(任意接種)	・任意接種15種類(ワクチン名・助成回数・助成額) BCG・1回・3,000円、ポリオ・4回・5,000円、三種混合・4回・2,000円、四種混合・4回・5,000円、二種混合・1回・2,000円、麻しん風しん(MR)・2回・10,000円、日本脳炎・4回・3,000円、小児用肺炎球菌・4回・6,000円、Hib(ヒブ)・4回・4,000円、水痘・2回・4,000円、子宮頸がん・3回・8,000円、B型肝炎・3回・3,000円、ロタウイルス・2回・7,000円、おたふくかぜ・1回・3,000円、風しん(妊娠希望の夫婦)・1回・3,000円、MR(妊娠希望の夫婦)・1回・5,000円	・接種者数(延人数) ロタウイルス(1,287)、おたふくかぜ(1,187)、風しん・MR(妊娠希望の夫婦)(232) ※以下、定期接種期間超過者の任意接種者の延人数 BCG(5)、ポリオ(1)、三種混合(0)、四種混合(1)、二種混合(19)、麻しん風しん(MR)(120)、日本脳炎(49)、小児用肺炎球菌(1)、Hib(ヒブ)(1)、水痘(46)、子宮頸がん(19)、B型肝炎(51)	4	B	おたふくかぜ等の接種率は前年度に引き続き概ね高い水準であるため。また、定期接種期間超過者の接種実績もあり、助成による救済がなされている。	・任意接種14種類(ワクチン名・助成回数・助成額) BCG・1回・3,000円、ポリオ・4回・5,000円、三種混合・4回・2,000円、四種混合・4回・5,000円、二種混合・1回・2,000円、麻しん風しん(MR)・2回・10,000円、日本脳炎・4回・3,000円、小児用肺炎球菌・4回・6,000円、Hib(ヒブ)・4回・4,000円、水痘・2回・4,000円、子宮頸がん・3回・8,000円、B型肝炎・3回・3,000円、おたふくかぜ・1回・3,000円、風しん(妊娠希望の夫婦)・1回・3,000円、MR(妊娠希望の夫婦)・1回・5,000円	健康増進課(増進)

(5)災害時における医療体制の充実

	成果指標	(単位)	計画当初値(H27)	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R4)	達成状況	主な所管課
18	DMATの整備		未整備	整備	整備	整備	100%	新小山市民病院
19	災害時における相互応援に関する協定件数	件	49	108	115	107	107%	危機管理課

【新規:◎ 重点:● 継続:○】

取り組み施策	区分	No.	事業名	令和2年度		自己評価		自己評価の理由	令和3年度	担当課
				事業計画	事業実績	達成度	方向性		事業計画	
(5)-① 災害時の医療救護施設の整備及び充実	○	40	災害時における健康医療介護総合支援センターの機能充実	災害時の健康医療介護総合支援センターを活用した救護活動について、各関係機関との協定の締結などに取り組む。	災害時の健康医療介護総合支援センターの活用及び関係機関との連携を図るため、(仮称)医療救護活動マニュアルの素案作成した。	3	B	素案を作成し、医師会・歯科医師会・新小山市民病院・小山消防・県南健康福祉センターにご助言・ご意見を頂くことができ、マニュアルの刊行に向けた取り組みができた。	医師会等、関係機関と協議する場を設け、マニュアルの刊行及び模擬訓練(紙面含む)等の実施。	健康増進課(地域)
(5)-② 災害拠点病院に準ずる病院としての機能強化	○	41	災害時受入れ体制の整備	令和元年度同様、小山市消防本部と連携し、災害訓練を実施することに加え、作成されたBCPの内容を、より組込んだ訓練の実現を目指す。	コロナ禍による感染予防の観点から、従来よりも拡大したBCP連動の訓練は出来なかったが、必要最低限の訓練は継続した。 (1)小山市消防本部と連携した防火訓練 2回実施 実施日:令和元年10月3日、12月23日 参加者数:合計136名	5	B	防災訓練はスムーズに進行し、職員の災害対応状況も良好だった。更に実効性の高い訓練を目指し、コロナ禍後はBCPとの連動性をもっと高めた訓練の実施に向け、準備を進めている。	令和2年度同様、コロナ禍であっても、必要なものは継続し、小山市消防本部と連携し、災害訓練を実施することに加え、作成されたBCPの内容を、より組込んだ訓練の実現を目指す。	新小山市民病院
	○	42	DMAT体制の整備(令和2年度から)	DMAT隊2チームの各種研修受講を更に進め、資機材、薬品等の設備、物資面からも充実した体制整備を目指す。	日本DMAT隊2チーム、栃木県LDMAT隊各1チーム、合計3チームの編成を行い、栃木県からのDMAT指定病院の認定を取得した。 コロナクラスター施設対応として、DMAT隊員3名を派遣した。	5	B	日本DMAT隊の認定は、想定以上の成果であり、DMAT隊員2チーム編成という目標もクリアしているため。	DMAT隊の各種研修受講を更に進め、資機材、薬品等の設備、物資面からも充実した体制整備を目指すとともに、次のステップとして、災害拠点病院取得に向けた整備を進める。	新小山市民病院
(5)-③ 関係機関との連携体制の強化	○	43	災害時応援協定締結推進事業	引き続き、災害発生時、適切な医療を迅速に提供できるよう、医療関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。	R2年度において、医療関係機関との災害時応援協定の締結実績はなし	2	B	災害時応援協定締結事業自体は年間2~3件ずつ締結しているが、医療関係機関との協定締結自体は進捗が無い状況であるため	引き続き、災害発生時、適切な医療を迅速に提供できるよう、医療関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。	危機管理課